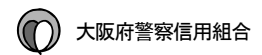


【商品概要説明書】



Webつみたて

(令和7年5月1日現在)

商品名（愛称）		We b積立定期預金（エンドレス型）（We bつみたて）										
販売対象		個人のお客さま										
期 間		お積み立て期間に定めはなく、解約又は中止のお申し出まで積立ては継続されます。										
預 入	預入方法	お預け入れは、給与又は賞与からの天引きを原資とします。 ※個別の預入明細ごとに「スーパー定期（5年もの）」としてお預りします。 ※満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期間の「スーパー定期（5年もの）」に自動継続します。										
	預入金額	1回あたり5, 0 0 0円以上（1, 0 0 0円単位）										
	預入単位	1円単位										
払戻方法		解約時に元利金をまとめてお支払いします。（資金用途の制限はありません。） ※金額指定（1, 0 0 0円単位）による一部支払が可能です。										
利 息	適用金利	個別の預入明細ごとに、預入（継続）日に店頭に表示する利率を適用します。 ※原則、月の初めに見直します。預入利率は満期日まで変わりません。										
	計算方法	個別の預入明細ごとに、付利単位を1円とした1年を3 6 5日とする日割により計算します。										
利子課税		2 0 %の源泉分離課税（国税1 5 %、地方税5 %） ※平成2 5 年1 月1 日から令和1 9 年1 2 月3 1 日までの2 5 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、2 0. 3 1 5 %の源泉分離課税（国税1 5. 3 1 5 %、地方税5 %）となります。										
手数料		なし										
リスクに関する事項		なし										
中途解約時の取扱い		個別の預入明細ごとに、下記の「期限前中途解約利率」（小数点第4位以下切捨てます。）により、預入日から解約日の前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払いします。 [期限前中途解約利率] <table><tr><td>6か月未満</td><td>中途解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6か月以上2年未満</td><td>約定利率 × 1 0 %</td></tr><tr><td>2年以上3年未満</td><td>約定利率 × 2 0 %</td></tr><tr><td>3年以上4年未満</td><td>約定利率 × 4 0 %</td></tr><tr><td>4年以上5年未満</td><td>約定利率 × 7 0 %</td></tr></table>	6か月未満	中途解約日の普通預金利率	6か月以上2年未満	約定利率 × 1 0 %	2年以上3年未満	約定利率 × 2 0 %	3年以上4年未満	約定利率 × 4 0 %	4年以上5年未満	約定利率 × 7 0 %
6か月未満	中途解約日の普通預金利率											
6か月以上2年未満	約定利率 × 1 0 %											
2年以上3年未満	約定利率 × 2 0 %											
3年以上4年未満	約定利率 × 4 0 %											
4年以上5年未満	約定利率 × 7 0 %											
利率情報の入手方法		利率は店頭の金利表示ボードに表示されます。										
苦情処理措置・紛争解決措置		[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 0 6－6 9 4 1－2 0 0 3 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：0 6－6 3 6 4－7 6 4 4）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3－3 5 9 5－8 5 8 8）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：0 3－3 5 8 1－2 2 4 9）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：0 3－3 5 6 7－2 4 5 6 住 所：〒1 0 4－0 0 3 1 東京都中央区京橋1－9－5										
その他参考事項		この預金は、総合口座の担保として組み込まれます。 ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0. 5 0 %を上乗せした利率が適用されます。 この預金は、「We b積立定期預金規定」によりお取扱いします。 この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。										